

令和4年長審第10号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年12月12日04時00分
平戸瀬戸
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 16トン
登 録 長 19.38メートル
機 関 の 種 類 ディーゼル機関
出 力 610キロワット

3 事実の経過

Aは、平成21年3月に進水し、船体中央部に操舵室を設け、同室前面に窓枠によって3分割され、左右2面にそれぞれ旋回窓を装備する窓ガラス、操舵室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その左舷前方に1号レーダー、GPSプロッター及びソナー、右舷前方に2号レーダー及びGPSコンパス、左舷側に潮流計及び魚群探知機2台、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備えた中型まき網漁業付属の灯船として従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾2.0メートルの喫水をもって、令和3年12月9日10時00分僚船5隻と共に佐世保市所在の係留地を発し、長崎県五島列島北方沖合の漁場に向かった。

ところで、Aが従事する中型まき網漁業は、あじ、さば、いわしなどを漁獲対象とし、16時頃に魚群探索を始め、1回の操業に2時間ないし2時間半を要し、翌日07時頃まで1回ないし3回の操業を連続して行い、その後昼間に約7時間休息するもので、5日ないし6日間夜間の操業と昼間の休息を繰り返した後、帰途に就いていた。

a受審人は、15時00分前示漁場に到着し、東方に移動しながら夜間の操業と昼間に約7時間の休息を繰り返した後、越えて12日03時00分平戸瀬戸北方沖合約1.4海里の漁場を発進して帰途に就き、コースアップ表示で0.5海里レンジないし4海里レンジ設定としたレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵室を閉め切った状態で暖房を効かせ、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、03時35分少し過ぎ崎瀬鼻灯台から038.5度（真方位、以下同じ。）3.11海里の地点で、針路を平戸瀬戸北口中央付近に向く188度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,400にかけ、14.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

03時53分半少し前、a受審人は、崎瀬鼻灯台から146度2.29海里の地点に達したとき、気が緩んで眠気を催したが、これまで航行中に居眠りをしたことがなかったため、まさか居眠りに陥ることはないものと思いき、操舵室を出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうちに、いつしか居眠りに陥り、長崎県魚見埼東方沖合の予定転針地点を通過して広瀬導流堤に向首続航中、04時00分崎瀬鼻灯台から163.5度3.64海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、広瀬導流堤に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力2の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の初期であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口を伴う擦過傷等を生じたが、来援した僚船によって引き降ろされ、のちに修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、平戸瀬戸において、係留地に向けて航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、広瀬導流堤に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、平戸瀬戸において、操舵室を閉め切った状態で暖房を効かせて船橋当直に就き、係留地に向けて航行中、気が緩んで眠気を催した場合、居眠りに陥ることのないよう、操舵室を出て外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があつた。しかるに、同人は、これまで航行中に居眠りをしたことがなかったため、まさか居眠りに陥ることはないものと思いき、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた職務上の過失により、居眠りに陥り、広瀬導流堤に向

首進行して同導流堤への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 1 月 1 4 日

長崎地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁